

35 官費海外留学生規則制定並びに該留学生派遣の儀上申

(明治十五年四月)

(注記1) 専学第百五十八号

(注記2) (甲中) ㊦

(注記3) 官費海外留学生規則制定并該留学生派遣之儀ニ付上申

従来当省所管海外留学生之儀ハ明治八年三月制定貸費留学生規則并明治十一年六月制定貸費留学生条規ニ拠リ派遣致来候処元来留学生ヲ派遣スルハ学生ヲ奨励シ学問ヲ上進セシムルノ趣旨アルハ勿論ニ候得共今日ニ在テハ本邦人ヲ以テ大学其他ニ於テ用フル所ノ外国教師ニ代ヘ以テ外国教師ヲ用フルカ為メニ起ル数様ノ不便ヲ除キ随テ国貨ノ外出ヲ減省スル等最モ緊要ノ目的ヲ付シ候ニ付テハ其成業婦朝スルニ及テハ当省ノ示命スル職務ハ之ヲ辞スルヲ得サラシメサルベカラサルハ勿論其専修スベキ学科留学スベキ邦国及年限入学スベキ校所モ当省ノ示命スル所ニ従ハシメ又往々従学ノ教師修業ノ方法ニ至ルマテ一々之ヲ示命スルヲ要スル儀モ有之候然ル処従来ノ規則条規ハ貸費ノ制ニシテ学資ヲ償還セシムルヲ以テ右就職等ノ責務ヲ負ハシメサル儀ニ有之候就テハ前段大学教師ヲ養成スル等ノ目的ヲ達スルニ於テ差支有之候ニ付今般特ニ別冊之通官費海外留学生規則制定致候將又今回右新定ノ規則ニ拠リ政治学専修ノ者一名精神病学専修ノ者一名動物学専修ノ者一名病理及病理解剖学専修ノ者一名薬物学及断訟医学ノ化学ニ属スル部分専修ノ者一名孰レモ独

逸国へ機械工学専修ノ者一名英国へ派遣致候条右二件併セテ上申候也

明治十五年三月廿五日

太政大臣 三條實美殿

文部卿 福岡孝弟 ㊦

(加筆) [別冊別ニ收藏ス]

(注記5) 明治十五年四月五日

大臣 花押 (三條) (有栖川) (岩倉) ㊦

内閣書記官 (谷森) ㊦ (金井) (渡倉) ㊦

(注記6)

文部省上申官費海外留学生規則制定并該留学生派遣之事

(注記8) 明治十五年四月四日

第二局 ㊦

(注記9)

別紙文部省上申官費海外留学生規則制定并該留学生派遣ノ件供高覽候也

(注記1)

「太政官第二局第八号ノ三月二十七日ノ太政官第二局受付ノ」(兼見) ㊦

(注記2)

(目次) ㊦

(注記3)

「学務局ノ第二局」

(注記4)

「二十」(簿冊内件名番号)

(注記5)

「文乙二五号」

(注記6)

〔(備見) ㊦〕

(注記7)

「済」

(注記8)

「太政官第二局第八号」

(注記9)

〔(備見) ㊦〕

〔明治十五年 公文録
文部省 自一月至六月〕
2A, 10, ㊦3357〕